

## 職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

### 記

1. 処分日 令和5年11月21日

2. 処分概要

(1) 所属 六ヶ所消防署

(2) 職名 主事

(3) 年齢 20代

(4) 性別 男性

(5) 処分内容 戒告

(6) 事案概要及び処分理由

当該職員は、令和5年8月24日（木）下北縦貫道において制限速度70km/h区間を114km/hで走行し、44km/hの速度超過があった。

これらの行為は、地方公務員法第32条の規定に違反することから地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に基づき処分を行うものである。

なお、管理監督者処分として、消防本部消防長及び六ヶ所消防署長には「口頭による嚴重注意」とすることとした。

3. 消防長から

消防職員として、法令遵守する立場にありながらこのような交通違反行為を起こしたことは誠に遺憾であり、今後このようなことを起こすことのないよう交通法規の遵守及び自動車事故等の防止について指導徹底を図り、住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。